

ご存じですか？
国からの授業料支援

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です(返済不要)。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

2. 対象者

・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者

次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

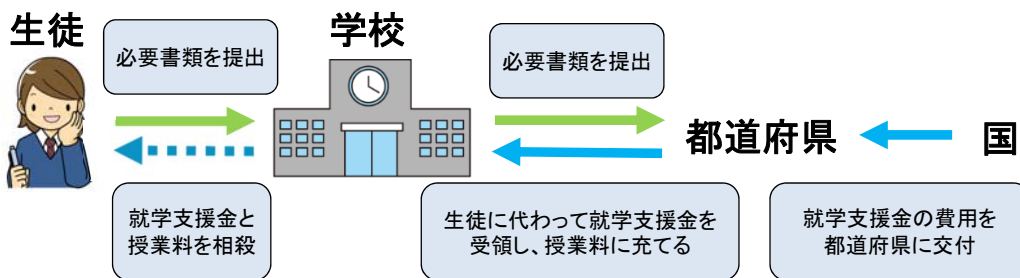
- ・保護者等の**道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額**が**50万7,000円以上の者**(次ページ5参照)
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた者

3. 支給方法

支援を受けるには、必ず申請を行ってください。

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するために必要な手続・提出する書類

(1) 申請手続(入学時)

- ①申請書(進学先の高校等で配布されます)
- ②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類
虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

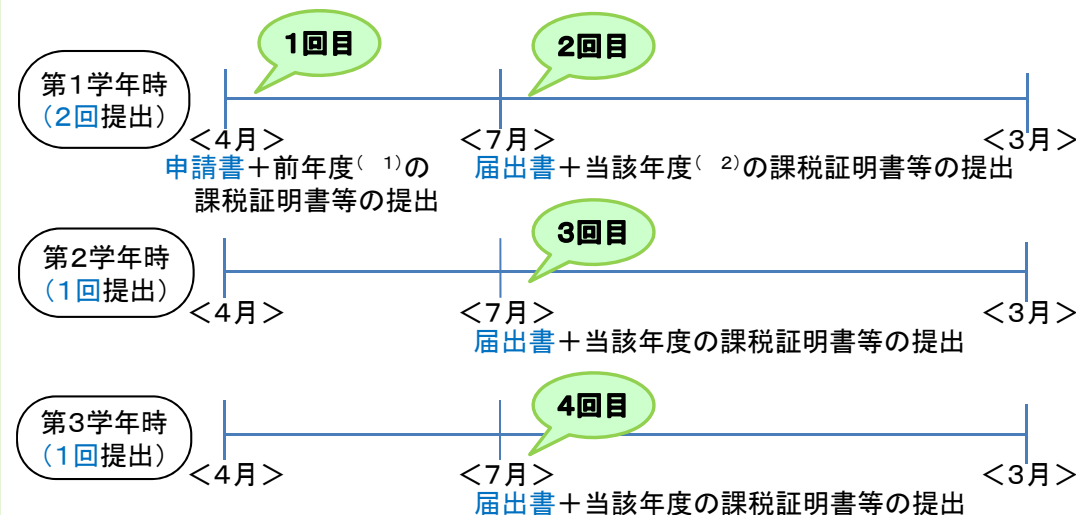
(2) 届出手続(毎年6月~7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- ①届出書(進学先の高校等で配布されます)
- ②上記(1)と同様(課税証明書など)

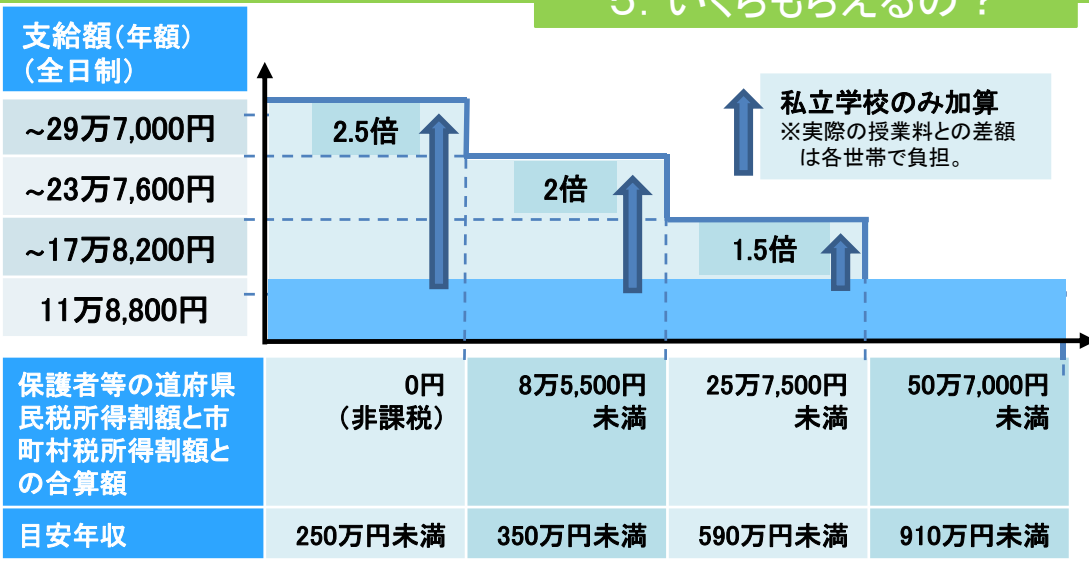
①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

②は原則、親権者全員(例:父母がいる場合、父と母の両方)分が必要です。その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。また、マイナンバーを利用した申請が可能となる場合もあります。



- 1 提出年度の前年度の課税証明書等
- 2 提出年度の課税証明書等

5. いくらもらえるの？

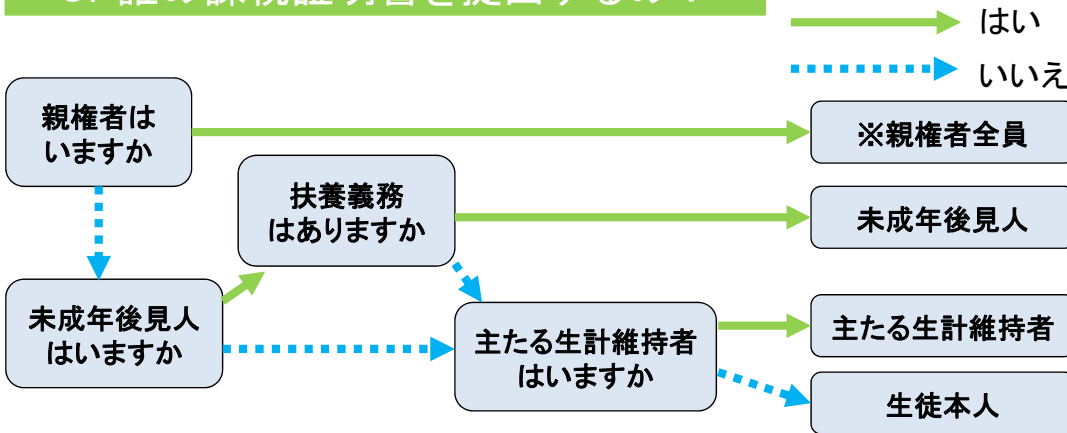


上記年収はモデル世帯の目安です(両親の一方がサラリーマンとして勤務、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。

受給資格の確認は、年収ではなく、**道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額**で行います。

この額が50万7,000円以上の場合、授業料全額を負担していただきます。定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

6. 誰の課税証明書を提出するの？



次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。
・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等
詳細は、学校・都道府県に御相談ください。

7. 道府県民税所得割額、市町村民税所得割額とは？

CHECK!!

課税証明書		所得割額	均等割額
市民税	0円	0円	0円
県民税	0円	0円	0円

納税義務者	住所
氏名	

年度	所得の金額	税額
平成 年度 (平成 年分所得)	収入金額 給与 公的年金等	所得割額 市民税 県民税

所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得	特別障害者	控除配	0円	総所得
内給	その他障害者	老人控除配	0円	土地等事業雑
土地等事業雑	老年者		0円	土地等事業雑
分離短期譲渡			0円	分離短期譲渡
分離長期譲渡			0円	分離長期譲渡
株式等の譲渡			0円	株式等の譲渡
上場株式配当			0円	上場株式配当
先物取引所得			0円	先物取引所得
山林			0円	山林
退職			0円	退職

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、所得に応じて課税されます。
※均等割額は含みません。

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- ・課税証明書(市町村役場、出張所で発行。形式は市町村により異なります。)
 - ・県民税・市民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて6月頃に配布。)
 - ・住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)
- 源泉徴収票では確認できません。

税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をしてください。

8. その他の支援制度

都道府県等では、低所得世帯の授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援する『**高校生等奨学給付金**』(返済不要)や、独自の経済的支援を行っております。

高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者がお住まいの都道府県への申請が必要です。
各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

■お問合せ先:

文部科学省高校修学支援室 (平日 9:30~18:15) 電話 03-6734-3578

ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

